

広島県教育振興基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和八年三月二十四日

広島県知事 横 田 美 香

広島県条例第十三号

広島県教育振興基金条例の一部を改正する条例

広島県教育振興基金条例（昭和五十七年広島県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第一条（設置） 一―三（略） 四 公立の高等学校等（高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。）における教育改革の推進に要する経費</p> <p>五 前四号に掲げるもののほか、県内の国立学校、公立学校及び私立学校における主体的に学び続ける児童及び生徒の育成のための教育活動の促進その他の基金の設置の目的を達成するために必要な施策に要する経費</p>	<p>第一条（設置） 一―三（略） 四 前三号に掲げるもののほか、県内の国立学校、公立学校及び私立学校における主体的に学び続ける児童及び生徒の育成のための教育活動の促進その他の基金の設置の目的を達成するために必要な施策に要する経費</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。